

天塩町森林整備計画（変更）

計画期間

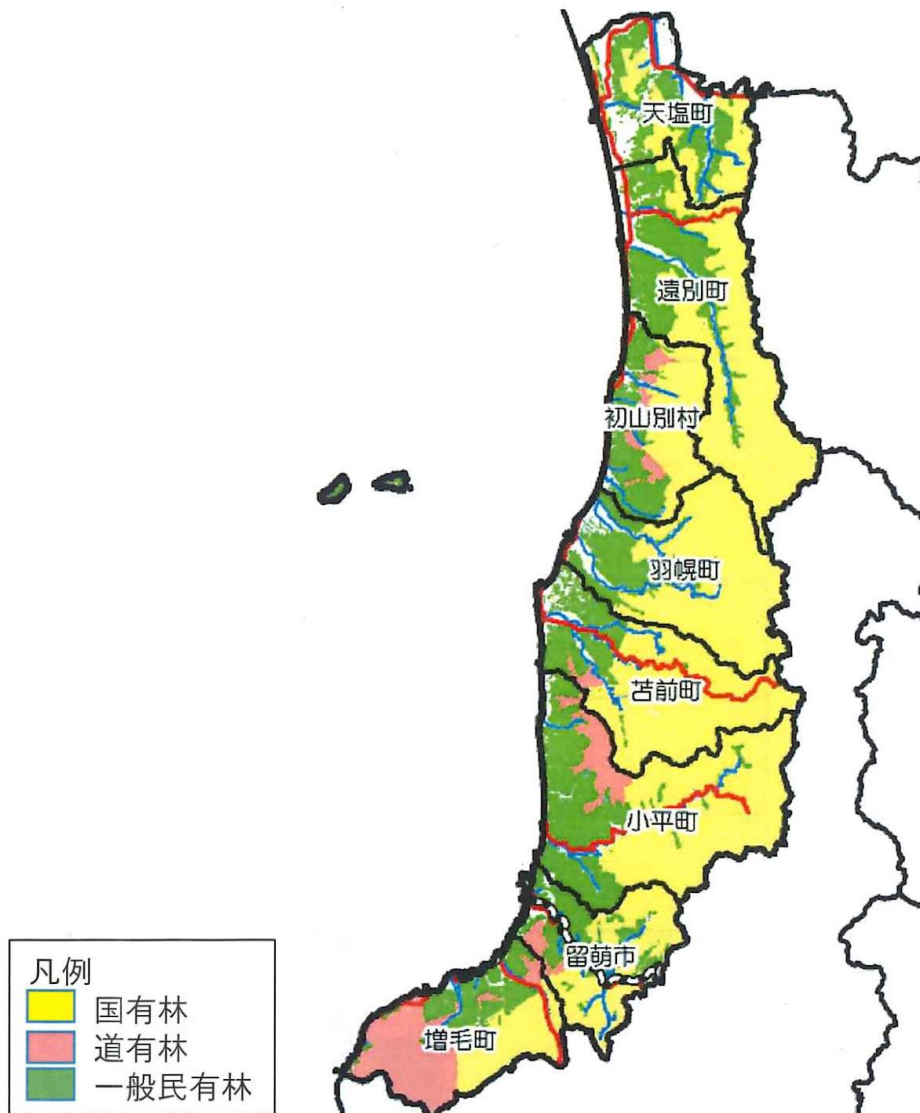
自	令和	4年	4月	1日
至	令和14年	3月	31日	

（令和4年4月1日 樹立）

（令和7年4月1日 変更）

北 海 道
天 塩 町

位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1 頁
1	森林整備の現状と課題	1 頁
2	森林整備の基本方針	1 頁
	（1）地域の目指すべき森林資源の姿	
	（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5 頁
II	森林の整備に関する事項	6 頁
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6 頁
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6 頁
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6 頁
3	その他必要な事項	8 頁
第2	造林に関する事項	9 頁
1	人工造林に関する事項	9 頁
	（1）人工造林の対象樹種	
	（2）人工造林の標準的な方法	
	（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2	天然更新に関する事項	11 頁
	（1）天然更新の対象樹種	
	（2）天然更新の標準的な方法	
	（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13 頁
4	森林法10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は 造林をすべき旨の命令の基準	14 頁
	（1）造林の対象樹種	
	（2）生育し得る最大の立木の本数	
5	その他必要な事項	14 頁
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	15 頁
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15 頁
2	保育の種類別の標準的な方法	15 頁
	（1）下刈り	
	（2）除伐	
	（3）つる切り	
3	その他必要な事項	16 頁

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17 頁
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	17 頁
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林（水源涵養林）	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の 形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19 頁
(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	19 頁
(1) 水資源保全ゾーン	
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21 頁
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する指針	21 頁
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21 頁
3 森林の施業又は経営の受委託を実施する上で留意すべき事項	21 頁
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	22 頁
5 その他必要な事項	22 頁
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	22 頁
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	22 頁
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22 頁
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	23 頁
4 その他必要な事項	23 頁
第7 作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	23 頁
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項	23 頁
(1) 路網密度の水準	
(2) 作業システムに関する基本的な考え方	
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	25 頁
3 作業路網の整備に関する事項	26 頁
(1) 基幹路網に関する事項	
(2) 細部路網に関する事項	
(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	
4 その他必要な事項	27 頁
第8 その他必要な事項	27 頁
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	27 頁
(1) 人材の育成・確保	

(2) 林業事業体の経営体質強化	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28 頁
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29 頁
4 その他必要な事項	30 頁
Ⅲ 森林の保護に関する事項	31 頁
第1 鳥獣害の防止に関する事項	31 頁
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31 頁
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	32 頁
第2 森林病虫害等の駆除及び防除、火災の防除、その他の森林の保護に関する事項	33 頁
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	33 頁
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	33 頁
3 林野火災の予防の方法	33 頁
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34 頁
5 その他必要な事項	34 頁
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
(2) その他	
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	35 頁
1 保健機能森林の区域	35 頁
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	35 頁
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	36 頁
(1) 森林保健施設の整備	
(2) 立木の期待平均樹高	
4 その他必要な事項	36 頁
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	37 頁
1 森林経営計画の作成に関する事項	37 頁
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域	
2 生活環境の整備に関する事項	37 頁
3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	37 頁
4 森林の総合利用の推進に関する事項	37 頁
5 住民参加による森林の整備に関する事項	38 頁
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	
(2) 上下流連携による取組に関する事項	
(3) その他	

6	その他必要な事項	39 頁
別表 1	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	43 頁
別表 2	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	44 頁
別表 3	公益的機能別施業森林における森林施業の方法	49 頁
別表 4	鳥獣害防止森林区域	50 頁

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

当町は、北海道の西北部天塩郡の中央に位置し、東西およそ25km、南北およそ26kmで北東は天塩川を界として幌延町、南東は中川町、南は遠別町に接し西は天塩川の河口域をはさむ形で日本海に面しています。天塩川左岸流域には広大な平原が形成され、中央部には南北に走る低山性の天塩山地が起伏し、日本海沿いは段丘地となっています。

本町の総面積は35,331haであり、民有林面積は8,121haで、総面積の22%を占めています。そのうちトドマツ、アカエゾマツを主体とした人工林の面積は3,958haで、人工林率は48%となっております。また、民有林の人工林齢級構成では8齢級以下の林分が約5割を占め、その多くは育成途中であります。

今後は、生育に伴う蓄積の増加から利用可能な間伐材も増加することが見込まれ、また、近い将来主伐時期を迎えることもあり、資源の循環的な利用に向けて需要の拡大を図っていくことが必要な時期にきています。

しかし、厳しい気象条件等により材木の品質が低いことや木材価格の低迷等による林業採算性の悪化などから、小規模な森林所有者を中心に森林づくりに対する意欲や関心が薄れ、今後、間伐や植栽等の実施の減少により、森林の持つ様々な機能の発揮や貴重な資源の有効活用がなされないことが懸念されます。

このことから、農業や漁業など地域の基幹産業を支え、森林の公益的機能を十分に発揮できる森林づくりを実施していくため、間伐等の森林整備の計画的な実施をしていくとともに、効率的な森林整備のための路網等の基盤整備や施業の集約化等による事業コストの低減、また地産地消を基本とした地域材の利用を推進していくことが重要となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ量等のリモ

ートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請等を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について

「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全をすべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然性林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備の基本方針
水源涵養機能 水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様保全機能	機能等維持林 保健・文化		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林。 史跡・名勝や天然記念物など一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。 原始的な森林生態系、希少な生物が生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に材木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材の需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ① 森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区分	施業方法	対象とする森林
育成単層林施業	・森林を構成する材木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林とし人為により成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	・森林を構成する材木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	・主として自然に散布された種子などにより森林を成立し、維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐採等の制限のある森林

- ② 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ③ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ④ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス

利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

Ⅰの2の森林の整備方針その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、本計画において、次表の林齢を基礎として、町内の標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ トドマツ カラマツ（グイマツとの交雑種を含む） その他針葉樹 カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む） その他広葉樹	60 40 35 40 30 40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹 // 広葉樹 主としてぼう芽によって生立する広葉樹	60 80 25

(注) 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を示します。

なお、立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）に即した方法により伐採するとともに、地域森林計画第3の5（5）林産物の搬出方法及び第4の1（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法と整合して伐採を行うこととします。

また、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

ア 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

（ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することが無いよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

（イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然幼稚樹の生育状況等を勘案することとします。

イ 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間に少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

なお、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条等を整理することとします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。

エ 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成しえいる樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

 a 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

 b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

 c 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

 なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

 また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

 特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、人工造林に当たっては、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等を勘案することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	アカエゾマツ、エゾマツ、トドマツ、カラマツ、グイマツ(F1を含む)、ミズナラ、カンバ類、ヤチダモ、ドロノキ、ハンノキ類、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な樹種を選択するものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

- (エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

植栽時期	樹 種	植栽期間
春植え	カラマツ トドマツ アカエゾマツ その他	4月中旬～6月上旬
秋植え		9月上旬～11月中旬

- (オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

- (カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が向上したグイマツ雑種F1やクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

- (キ) 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の背長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

- (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

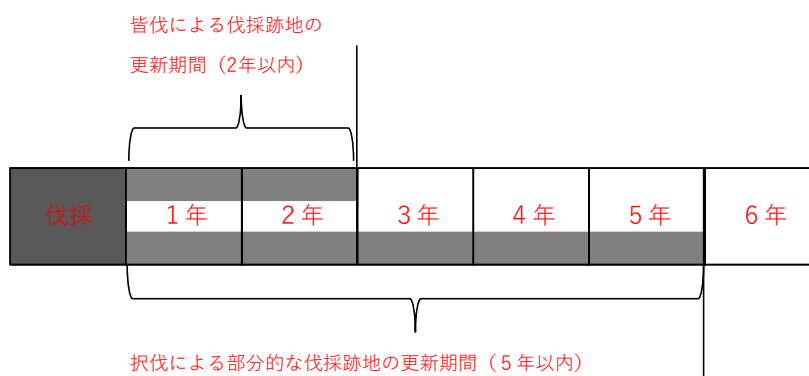
皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するた

め、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は、2の（3）によることとします。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間】



2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

（1）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種を、次のとおりとします。なお、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ類、シナノキ、ハリギリ、ヤチダモなど	

（2）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準及び対象樹種の期待成立本数

Ⅱの第2の2（3）に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に

50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が、幼齢林（注3）では成立本数が立木度（注4）3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積（注5）に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が

異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）」によることとします。

（注1）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数（注6）} \times 10$$

（注5）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注6）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹		針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300本/ha	上層（カラマツ）	300本/ha
中層	3,300本/ha	上層（その他の針葉樹）	600本/ha
下層	10,000本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ、適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案します。

①気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

②水源涵養機能の早期回復がとくに求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況などを勘案することとします。

また次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

③保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

④保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

⑤公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

⑥湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑦ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、当町では、持続的な森林経営をするための森林認証を受けている森林があることから、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうちの人工林、認証森林のうちの人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。指定する森林の区域は別表1のとおりです。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)において記載している「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付森林第111号森林計画課長通知)による。

5 その他必要な事項

- (1) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに隣接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採する方法により、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (一般材) 【グイマツ との交配種 を含む】	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	26	36	48	—	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：12年
トマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：600本/ha	20	29	40	—	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	24	31	41	53	66	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年

(注1) 「カラマツ間伐施業指針」、「トマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

ウ 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進し、施業の集約化・効率化に努めることとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 下刈り

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、

植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

ウ つる切り

育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

【主要樹種の標準的な保育の時期】

【下刈】

作業 種別	樹種	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈り	トドマツ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
	カラマツ	←	←	←	←	←	←	←	←		
	アカエゾマツ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←

【つる伐り、除伐】

樹 種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
トドマツ	春						△				
	秋							△			
カラマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

(注) アカエゾマツには、エゾマツを含む。カラマツにはカラマツ雑種F1を含む。

3 その他必要な事項

その他間伐及び保育に関する留意事項

枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養^{かん}林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表3のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養^{かん}機能維持林以外の森林

ア 区域の設定

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

(ア) 土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、急傾斜地などに位置し、機能を発揮させる必要のある森林は択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全）

伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

なお、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとします。

なお、それぞれの森林の区域については別表3のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の

区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林との重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように行うこととします。

(2) 森林施業の方法

主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、路網整備、森林施業の集約化や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安として定めることとします。

樹 種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の 平均直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	60年	中庸仕立て	23cm
アカエゾマツ	80年	中庸仕立て	28cm

3 その他必要な事項

当町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本

とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵養林^{かん}における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表3のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表3のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

（2）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を林小班単位又は林小班の一部について、別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表3のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

（3）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表2のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表3のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の約4割と多い。また、町内の人工林のうち、9割以上は、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、留萌北部森林組合による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

併せて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5力年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定するこ

とに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら経営管理を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項。

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

当町に森林を有する者、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林の生産能力の推進を期するために、流域を単位として集団化が可能な地域にあっては町・森林組合による啓蒙普及活動の促進等を通じて森林施業を共同化して行うための森林所有者の合意形成に努め施業を一体として整備することが必要です。

特に零細規模の森林所有者に対し、森林施業の共同化を助長するため森林経営計画を積極的に推進します。

さらに、森林組合が共同組織としての機能が十分発揮されるよう組織及び経営基礎の強化を図るとともに、組合間の協業・施業の受託等を進め施業共同化の改善を図ります。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合等への施業等の集約化を図るものとします。特に、不在村森林所有者への普及啓もう活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林施業を実施する際は、次の事項に留意して努めることとします。

- (1) 森林施業を施業で実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の負担又は相互の提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0° ～ 15° ）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15° ～ 30° ）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30° ～ ）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

(注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3) 『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するもの

であり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

（２） 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等を活用した車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ~15°)	フィラ・パンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスト・ブレイサ	グラップル・ローダ
		《グラップル・ローダ》		(ハーベスト・ブレイサ)
	フィラ・パンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスト・ブレイサ	グラップル・ローダ
				(ハーベスト・ブレイサ)
	ハーベスト	トラクタ【全幹集材】	ハーベスト	グラップル・ローダ
		《グラップル・ローダ》		(ハーベスト)
中傾斜地 (15° ~30°)	チェンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスト・ブレイサ	グラップル・ローダ
		《グラップル・ローダ》		(ハーベスト・ブレイサ)
急傾斜地 (30° ~)	チェンソー	スイングヤーダ【全幹集材】	チェンソー	グラップル・ローダ
			ハーベスト・ブレイサ	(ハーベスト・ブレイサ)

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップル・ローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

予算の 種類	路線の 種類	既設 /開設 予定	具体的 な計画 の有無	路網整備等 推進区域名	面積 (ha)	開設予定路 線	開設予定 延長(m)	対図 番号
基金	林業 専用 道 （ 規 格 相 当 ）	既設	有り	北川口地区	26	北川口第1線	810	①
					30	北川口第2線	1,018	②
					51	北川口第3線	1,000	⑦
				振老地区	39	振老線	1,300	③
				西雄信内地区	48	西雄信内線	1,120	④
				更岸地区	91	更岸線	2,100	⑤
				北産土地区	171	北産土線	2,869	⑥
					35	産土線	820	⑧
				新成地区	56	新成第1線	1,500	⑨
				男能富地区	39	男能富線	1,000	⑩
				六志内地区	13	六志内線	600	⑪
	森 林 作業道	開 設	有り	新成地区	35	新成第2線	860	⑫
				新成地区	30	新成第3線	1,500	⑬

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(イ) 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
開設 拡張	自動車道		泉源	1箇所				
			民安	1箇所				
			南雄信内	1箇所				
			振老北川口	1箇所				局部 改良
			新成	1箇所				局部 改良

(2) 細部路網に関する事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	延長数	箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林業専用道 (規格相当)	北川口第1線	810m	1箇所	26	○	①	
			北川口第2線	1,018m	1箇所	30	○	②	
			北川口第3線	1,000m	1箇所	51	○	⑦	
			振老線	1,300m	1箇所	38	○	③	
			西雄信内線	1,120m	1箇所	48	○	④	
			更岸線	2,100m	1箇所	91	○	⑤	

			北産土線	2,869m	1箇所	171	○	⑥	
			産土線	820m	1箇所	35	○	⑧	
			新成第1線	1,500m	1箇所	56	○	⑨	
			男能富線	1,000m	1箇所	39	○	⑩	
			六志内線	600m	1箇所	13	○	⑪	
			新成第2線	860m	1箇所	35	○	⑫	

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備について、積極的に取り組むものとします。

作業路網をはじめ各施設の整備にあたっては、雨水流出等による災害が誘発されないよう細心の注意を払い作業を行うこととします。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能者などの客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。これらと合せ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、

ICT等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成することとします。

北森力レッジでは林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術身につけ、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携し特徴ある森林を活用した実践的な教育により、道内各地で活躍できる人材を育成することとします。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。

就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若年林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めることとします。

（２）林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害の発生率が高いことが課題となっています。

このため、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

２ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着をはかることとします。

（１）林業機械化の促進方向

林業就労者の減少及び高齢化の傾向のなか、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題となっています。

このようなことから、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入を促進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状（参考）	将 来
伐 採 造 材 集 材	緩傾斜	伐 木 チェーンソー 集 材 トラクター 造 材 チェーンソー	伐木、造材 ハーベスタ 集 材 フォワーダ
伐 採 造 材 集 材	急傾斜	伐 木 チェーンソー 集 材 集材機 造 材 チェーンソー	伐 木 チェーンソー 集 材 スイングヤード 集材機 造 材 プロセッサ
造 材 保育等	地拵 植付 下刈 除伐 枝打	人力、刈払機、チェーンソー 人力 人力、刈払機 人力、チェーンソー 人力	

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施を推進することが重要です。このため、地域材の利用に向けた住民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携に取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めるものとします。

また、知材地消の推進に当たっては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の推進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用促進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途で地域材の利用の促進と地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正

された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱い数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

4 その他必要な事項

地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のために重要なことであり、定住拠点となる住宅、道路、上下水道等の社会資本の整備等、生活環境の整備を推進することとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林が判明した場合、林班単位で別表4に定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害等の駆除及び防除、火災の防除、その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、近隣市町村や（総合）振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

森林の区域	備 考
・該当なし	カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に適用

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技

術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

当町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地で火入れを行う場合は、当町の許可が必要になります。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
該当なし		

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・

生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、生物多様性保護監督視員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次表に掲げる森林について適切な施業と施設の整備を一体として推進することとします。

なお、次の森林については、保健機能の増進を図るための森林の区域に含めないものとします。

- a 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
- b 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- c 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地若しくは造成された森林

1 保健機能森林の区域

森林の所在			森林の林種別面積					備考
地区	林班	小 班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
市街地	16 36	14、19、20 31、35～37、41～42	36.52	1.00	34.47	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致、景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

施業の方法	
伐採の方法	択伐を原則とします。
造林の方法	伐採後は速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとします。 植栽は景観を維持向上するカエデ類を中心として広葉樹を育成し、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとします。
保育の方法	当該森林は、森林と人との共生林区域であり、広葉樹育成を推進すべき森林の保育方法に従い行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。

施設の整備
森林探索館、親水ゾーン（人工のせせらぎ）等の施設

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限するときに使用する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高	備 考
トドマツ	25m	
そ の 他	22m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意するものとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等にあつては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、天塩町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

平成12年に整備が完了した北の森林公園てしおこもれびの森を町民の憩いの森として位置づけ、その特徴を生かしながら、今後は、森林探索館や親水施設（せせらぎ）の設置を検討することとします。

また、民安ダムにおいては、現在、民安ダムサクラの森づくりの会が中心となり、サクラの植樹を行っておりますが、補助事業等を活用しながら積極的に推進することとします。

施設の種類	現 状（参考）		将 来	
	位 置	規 模	位 置	規 模
北の森林公園 てしおこもれびの森	字川口	35ha 遊歩道・管理棟 東屋・池・広場	字川口	森林探索館 親水施設（せせらぎ）
民安ダム	字更岸	サクラ並木 俳句碑	字更岸	サクラの森、遊歩道 その他

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

ア 森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を促進するためには、身近な森林に対する関心を高めることが必要です。このことから、地域の情報誌やポスター、テレビ、インターネット等のマスメディアを積極的に活用し、身近な森林や森林づくり活動、森林のはたらき、森林に生息・生育する野生生物に関する情報の提供に努めることとします。

イ 森林とのふれあいの場を確保するため、林道の安全通行の確保を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点から高齢者なども森林散策を楽しめる遊歩道などの整備を進めることとします。

また、森林の整備・保全及び利用への地域住民の積極的な参加を進めるため、地域林業の指導的立場にある指導林家や林業グループ、森林ボランティア組織、木育マイスター等との連携を図り、植樹祭や木育教室等の開催など森林や木材とふれあう機会を提供します。

森林とのふれあいを実りあるものにするためには、山林での事故防止に努めることが大切です。このことから、山火事や林道での交通事故の防止、また、遭難やヒグマとの遭遇の回避方法など、入林者に対するマナーやルールの普及啓発に努めることとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

天塩川は、本町と上流の2市8町1村を水源として重要な役割を果たしています。このことから、上流の住民団体等へ環境保全等のための森林造成に参画してもらうように積極的に働きかけることとします。

(3) その他

ア 青少年の学習機会の確保

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」を進めることとします。

その一環として、子どもの健やかな成長と豊かな情緒の発達を促すため、親子がともに木製遊具にふれ親しむ場等を提供し、子どもの人格形成に重要な時期である乳幼児期から、「あそび」を通じて体感的に森林や木材利用の大切さを理解できるよう努

めることとします。

また、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会を確保するとともに、道有林の活用や道民の森などの森林学習施設の整備など、青少年が自ら森林について学ぶことができるための環境の整備を図ることとします。

また、木のぬくもりや香りを体感し木の良さを認識してもらうため、学校施設や学童用机、遊具等における木材の利用を進めることとします。

イ 青少年の活動を担う指導者の育成

森林の役割や整備等の重要性についての学習活動を進めるため、教育関係者と連携した研修会の開催など、指導者の育成に努めることとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 保安林その他制限林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行うよう留意します。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林、保安施設地区ごとに定めていますが、その基準や留意点は次のとおりです。

(ア) 立木の伐採の方法

a 伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次の a ～ c の3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

(a) 禁 伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。

(b) 択 伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05 ヘクタール未満であることとされています。

(C) 皆 伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

(イ) 伐採齢

天塩町森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

(ウ) 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

a 期 間：特例の期間は指定後10年以内とされています。

b 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。

c 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

(エ) 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所でなければ間伐に係る伐採をすることはできません。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。

c 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(イ) 択伐材積の限度

a 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率（※）を乗じた材積としています。

※択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積
（上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）
なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします（ただし次のウに記す植栽指定
が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。）。

- b 保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

（ウ）間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

ウ 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

（ア）植栽の方法

- a 次の（ウ）に記した指定樹種の満一年以上の苗を、（ウ）に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。
- b 択伐指定の箇所については、上記 a に関わらず、a の本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

（イ）植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

（ウ）植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

（3）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

（4）森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

別表1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

【一般の民有林】

No.1

森林の区域		参 考
林班	小班	
35 林班	36 小班	
36 林班	27 小班	
該当なし		水資源保全ゾーン

【道有林】

該当なし

別表2 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
【一般の民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森林の区域		No.1
	林班	小 班	面積 (ha)
水源涵養林	105	31	1.13
山地災害防止林	2	29	0.08
	3	20~21、23	7.46
	4	18、21、23~28、31、33~39	33.11
	5	4、5、7、8、16、22、29、31、33、37~39、42~43	24.57
	10	26、28、39~40、43、52~53	35.84
	11	1~12、14、17~22	43.44
	12	1、3~12、39~40	21.71
	13	1、5~7、9~16、26、28~30、32	25.00
	14	7、14~15	5.04
	34	34	0.92
	35	5~7、9、11、20~21、23~24、29、37~45	16.25
	41	1~3、5、18~23、25~29、31~34	39.98
	42	全域	59.49
	104	3	0.64
生活環境保全林	108	23、26	0.60
	8	1~5、7~15、18~39	20.47
	15	1~2、4~17、22	25.91
保健・文化機能等維持林	16	4~5、9、12~13、15~18、24	30.40
	15	18~20	5.80
	16	14、19~20	2.15
	36	31、35~37、41~42	33.32
木材等生産林	1	全域	36.86
	2	2~7、11、12、16~19、22~23、26~27、30~31、41~44	83.14
	3	2~19、24~29	61.66
	4	4~14、19、22、29~30、40	23.24
	5	10、17~21、23~28、40~41	20.77
	6	全域	73.35
	7	全域	27.17
	8	6、16~17	1.08
	9	全域	36.86
	10	1~14、16~22、24~25、29~30、33~35、37、45、47~51	59.80
	11	13、15~16	4.52
	12	13~15、21、23、27、30、35、37	42.68
	13	17~18、20~22、27	39.00
	14	5~6、8~10、12、16	11.84
	16	8、10~11	3.00
	18	全域	60.53
	19	全域	28.34
	20	全域	51.23
	21	全域	10.68
	22	全域	21.40
	23	全域	12.92
	24	全域	34.96
	25	全域	42.84
	26	全域	40.96
	27	全域	40.12
	28	全域	14.81
	29	全域	6.68
	30	全域	68.16
	31	全域	56.32
	32	全域	78.66
	33	全域	98.55
	34	1~7、9~33、35~45、47~48、50	79.89

【一般の民有林】

1 共通のゾーニング

No.2

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小 班	
木材等生産林	35	1~4、8、10、12~18、22、25~26、28 30~34	24.40
	36	1~24、26、28、32~34、38~40	56.78
	37	全域	46.32
	38	全域	86.76
	39	全域	105.79
	40	全域	108.52
	41	4、7~15、17、24、30、36~41、501	35.53
	43	全域	27.46
	44	全域	59.52
	45	全域	21.24
	46	全域	120.80
	47	全域	38.29
	48	全域	59.13
	49	全域	12.85
	50	全域	70.32
	51	全域	60.66
	52	全域	123.16
	53	全域	115.24
	54	全域	85.17
	55	全域	47.36
	56	全域	6.12
	57	全域	40.05
	58	全域	99.68
	59	全域	110.46
	61	全域	35.33
	62	全域	57.22
	63	全域	60.05
	64	全域	41.50
	65	全域	87.25
	66	全域	23.22
	67	全域	46.53
	68	全域	65.28
	69	全域	64.22
	70	全域	84.80
	71	全域	52.14
	72	全域	0.48
	73	全域	95.24
	74	全域	102.84
	75	全域	92.10
	76	全域	64.56
	77	全域	71.90
	78	全域	53.36
	79	全域	53.30
	80	全域	71.20
	81	全域	83.11
	82	全域	55.82
	83	全域	66.68
	84	全域	73.00
	85	全域	83.24
	86	全域	58.33
	87	全域	65.97
	88	全域	56.12
	89	全域	66.16
	90	全域	68.25
	91	全域	62.39
	92	全域	50.01
	93	全域	51.54
	94	全域	47.64
	95	全域	110.28
	96	全域	76.28
	97	全域	74.00

【一般の民有林】

1 共通のゾーニング

No.3

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小 班	
木材等生産林	98	全域	92.22
	99	全域	84.78
	100	全域	111.10
	101	全域	104.68
	102	全域	100.62
	103	全域	122.65
	104	1～2、4～17、20～24	93.40
	105	全域	64.24
	106	全域	100.79
	107	全域	65.78
	108	1～8、10～13、16～22、24～25、27～31	57.86
	109	全域	131.76
	110	全域	181.04
	112	全域	189.65
	113	全域	74.94
	114	全域	40.12
	115	全域	72.24
	116	全域	69.76
	117	全域	38.76
	118	全域	124.88
	119	全域	94.12
	120	全域	55.12
	121	全域	91.48
	122	全域	134.00
	123	全域	57.81
	124	全域	43.32
	125	全域	2.96
	126	全域	52.04
特に効率的な施 業が可能な森林	1	8、13、30、39、42～43	11.25
	2	5～7、16、18、23、26～27、41、42、	63.01
	3	2、8～14、16、18～19、24	26.42
	4	5、13～14、19、29～30	17.40
	5	10、17、20～21、25、27～28、41	15.73
	6	1、4、11、14～16、24～25、28、43 47～49、51、57～60	33.60
	7	3、9、18～22	11.34
	9	30、40～41、47～48	11.34
	10	10～11、13、17、20～22、30、47～51	39.64
	11	13、15～16	4.52
	12	14～15、27	35.60
	13	17～18、22	28.06
	14	10、16	0.72
	18	8～9、12、16、18、20	44.87
	19	4、15	3.60
	20	3～4	11.91
	24	2、15	1.40
	25	14～15、17～20、23、26～27	13.32
	26	4～5、7～8、11	36.60
	27	7～8、10～13	31.00
	28	1～3、6	10.88
	29	4～7、10、21～22	3.88
	30	12～13、35、40～42	10.79
	31	1、3～4、8、27、34、36～37、39、41、43	19.78
	32	1～4、6～7、12、14～16、19、21～22、24 28～29、35～39、41～46、103～104	61.62
	33	6、8、13～14、20～22、25～26、29、38～41 57、59、61～62	25.84
	34	47、50	7.88
	35	8、10、12	2.36
	36	5～7、20、22、32	17.04
	37	14、16、18～19	6.04
	38	17、22	15.92
	39	14、17～19	10.60
	40	3、5、9～11、18～19、25～27、29、31～42	92.04

41	4、14、36~39	21.58
43	3、5、7、10、12、19~20、23、26	9.03
45	23、26~28、30、32~33	9.28
46	3、8~9、13、25、30、42~43、45~50、55~57 60~62、64~65、67~71、75、77、82~84	53.43
47	1、7、8、11、20、30~32、39~40	20.16
48	3、20、23、27~28、34~35	33.98
49	1~2	1.80
50	1、3~4、7、9~12、16~17、20、24~25 32~34、48、50~51、63~65、68~69	43.44
51	2~6、8、13~15、20~21、24~27、29 32~33、35~36、39、41~43、47、49、52 55、57、60~61、70~72、74、76~77、79~81	42.30
52	1~11、15、17、19~21、23~26、30、39、59、 61、65、69、71~72、76、83、88~89、96、98、 101~107、109、113、117~118	50.11
53	18、23、36、37、39	22.05
54	2~5、11~13、15~16、19	17.26
55	3、39~44、48、50、55	10.77
56	2~4	0.52
57	4~5、13~14	18.85
58	6、10~13、15、17~18	34.56
59	1、3、5~8、10~16、21、23、30~34、40~54	70.87
61	18、20、23、26~28、32~33、36、38	17.23
62	4~8、10~12、20~21、23、25、38、40~42、44~ 50、52	25.52
63	6、9、13~17、23~25	46.79
64	3、6~7、11~12、14~16	27.61
65	3、5、11~13、15、17、20、25~27、30~32	63.69
66	1、5、10~11	6.28
67	4、7	11.28
68	7~9、12、14	42.56
70	6、8、9、11	5.56
71	4~5、8~10、13~14、21、23~25、31~34	32.71
72	全域	0.48
73	6、10、17、19	31.00
74	1、5、17~19、21~22	21.80
75	17、22	9.84
76	20	0.80
77	4、10~11、13~15、17、19~23、25~27	62.53
78	7、12~13、16~17	31.60
79	6、8、10、17~19、21~24	36.44
80	1、3~4、6~7、23~26、29~30	11.27
81	2、4~7、21、24、26~27、33、35~36	25.99
82	3~6、11~12、16、19~20	46.50
83	16~17、21~22、24~28	21.64
84	11、13、19~29	57.00
85	1、6、8~11、14~15、17、20~21、23	40.23
86	2、8~9、15~16、18~24、26~27、29~31	45.39
87	9、11~15	25.16
88	2、8、13~16、21~26	38.28
89	5~7、9、12~13、17、21、24	49.76
90	6、13、19~21、26	24.53
91	13、16~17、20~28	36.33
92	3、7~10、14	31.10
93	2~3、6~7、9、13~14、16、18~25	37.85
94	6、9~11、14、17~21	32.12
95	1~2、4~5、7、9~10、13	34.12
98	4~9、11	9.84
99	8、10~11、15、18、21	8.35
100	1、4~5、9、11~12、16~17、19、22~26、29、38 ~40	42.09
101	2、6~7、9、14、16~21、32、35	35.65
102	4、10~13、15、17	9.26
103	3、6、13~14	16.64

	104	1、11~12、14、20~23	27.28
	105	25	3.47
	106	57~58	2.00
	107	1、18、20~28	27.70
	108	1、13、21~22、24、27、30~31	17.98
	109	1、3、12、16~18、21、24、27~28、30 47、52~55、58~60、62、65、67~77	70.00
	110	3、5、9、11、20、24、29~34、47、54~58、60~ 63、65~69、71~72、74~75、79、82~99	110.31
	112	8、18、42、44~46、53~54、56、58~59、61~ 62、66~68、70	85.96
	113	11、13、17~18	26.66
	114	2、4~7	21.80
	115	1、4~5、11~17、19~26	40.20
	116	1~2、5~12、14~20、36~37	56.20
	117	全域	38.76
	118	5~6、10、14、16、21~25、27、32、37~38	94.88
	119	3、10、12~13、17~18、22~23	32.01
	120	15~21	18.88
	121	4~5、7~8、18、22、24~31	68.56
	122	3、9、11、14~15、21、25、27~29、31~32、35~ 39、41	51.07
	123	3、5~7、11~13、16、28	12.00
	124	16	0.24
	125	10	0.28
	126	6~10、22、24、47、49~50、52~55、57	14.73

2 上乗せゾーニング

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小 班	
水質資源保全ゾーン		該当なし	
生物多様性ゾーン			
水辺林タイプ		該当なし	
保護地域タイプ		該当なし	

【道有林】
該当なし

別表3 森林施業の方法を特定すべき森林の区分

【一般の民有林】

区 分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考) (注1)
			林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		105	31	1.13	主 伐 林 齢 : 標準伐期齢+10年以上 皆 伐 面 積 : 20ha以下
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)			該当なし		主 伐 林 齢 : 標準伐期齢+10年以上 皆 伐 面 積 : 10ha以下
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)			該当なし		主 伐 林 齢 : 注3の表による 皆 伐 面 積 : 20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	2	29	0.08	主 伐 林 齢 : 標準伐期齢以上 伐 採 率 : 70%以下 そ の 他 : 標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する	
		3	20~21、23	7.54		
		4	23~28、34~35、37~39	22.47		
		5	5、8、16、22、29、31、33 37~39、43	20.61		
		11	3~5、7~9	25.20		
		15	1~2、4~20、22	31.71		
		16	4~5、9、12~13、15~19	29.07		
		36	37	3.94		
		41	1~3、5、21~23、25、31~34	33.90		
		42	1~7、11、13、19~24、26、32~33、35	49.01		
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	4	18、21、31、33、36	9.84	主 伐 林 齢 : 標準伐期齢以上 伐 採 率 : 30%以下又は40%以下 そ の 他 : 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			5	4、7、42	3.96	
			8	1~5、7~15、18~39	20.47	
			10	26、28、39、40、43、52~53	35.84	
			11	1~2、6、10~12、14、17~22	18.24	
			12	1、3~12、39、40	21.71	
			13	1、5~7、9~16、26、28~30、32	25.00	
			14	7、14~15	5.04	
			16	14、20、24	3.48	
			34	34	0.92	
	35	5~7、9、11、20~21、23~24、29、37~45	16.25			
	36	31、35~36、41~42	29.38			
	41	18~20、26~29	6.08			
	42	10、12、14~15、17、27~31	10.48			
	104	3	0.64			
	108	23、26	0.60			
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

【道有林】

該当なし

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

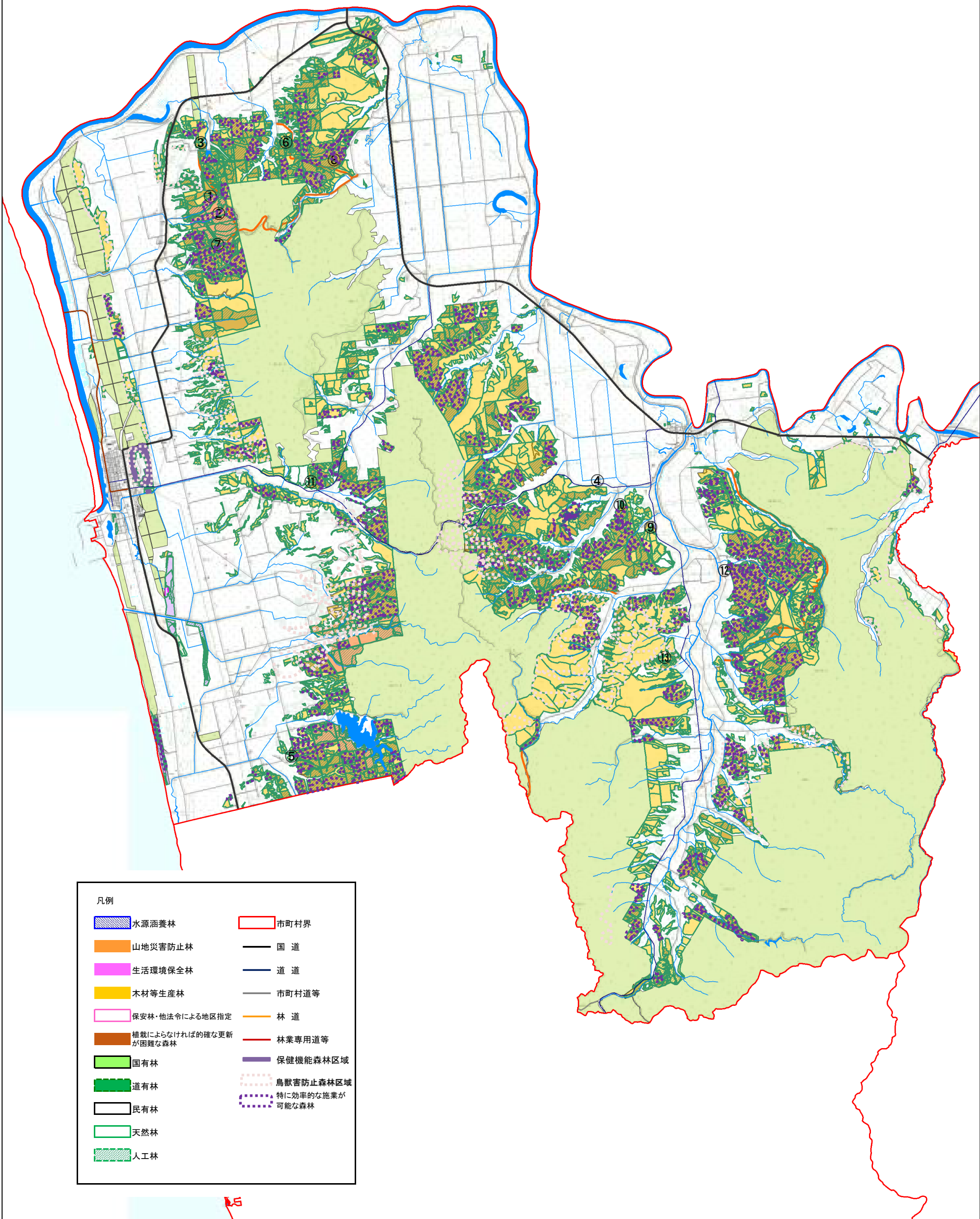
注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	56年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表4 鳥獣害の防除の方法

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	0010	95.64
	0011	47.96
	0012	64.39
	0013	64
	0014	16.88
	0018	60.53
	0019	28.34
	0020	51.23
	0021	10.68
	0022	21.4
	0026	39.73
	0027	40.12
	0036	90.10
	0037	46.32
	0038	86.76
	0039	105.79
	0040	108.52
	0041	75.51
	0042	59.49
	0043	27.46
	0044	59.52
	0045	21.24
	0049	12.85
	0071	52.14
	0075	92.10
	0077	71.90
	0079	53.30
	0083	66.68
	0084	73.00
	0085	83.24
	0086	58.33
	0087	65.97
	0095	110.28
	0096	76.28
	0097	74.00
	0098	92.22
	0099	84.78
	0100	111.10
	0101	104.68
	0102	100.62
	0103	122.65
	0104	94.04
	0105	64.24
	0106	100.79
	0107	65.78
	0108	58.46
	0109	131.76
	0110	181.04
	0113	74.94
	0115	72.24
	0125	2.96
	0126	58.73
		3,632.71

天塩町森林整備計画図

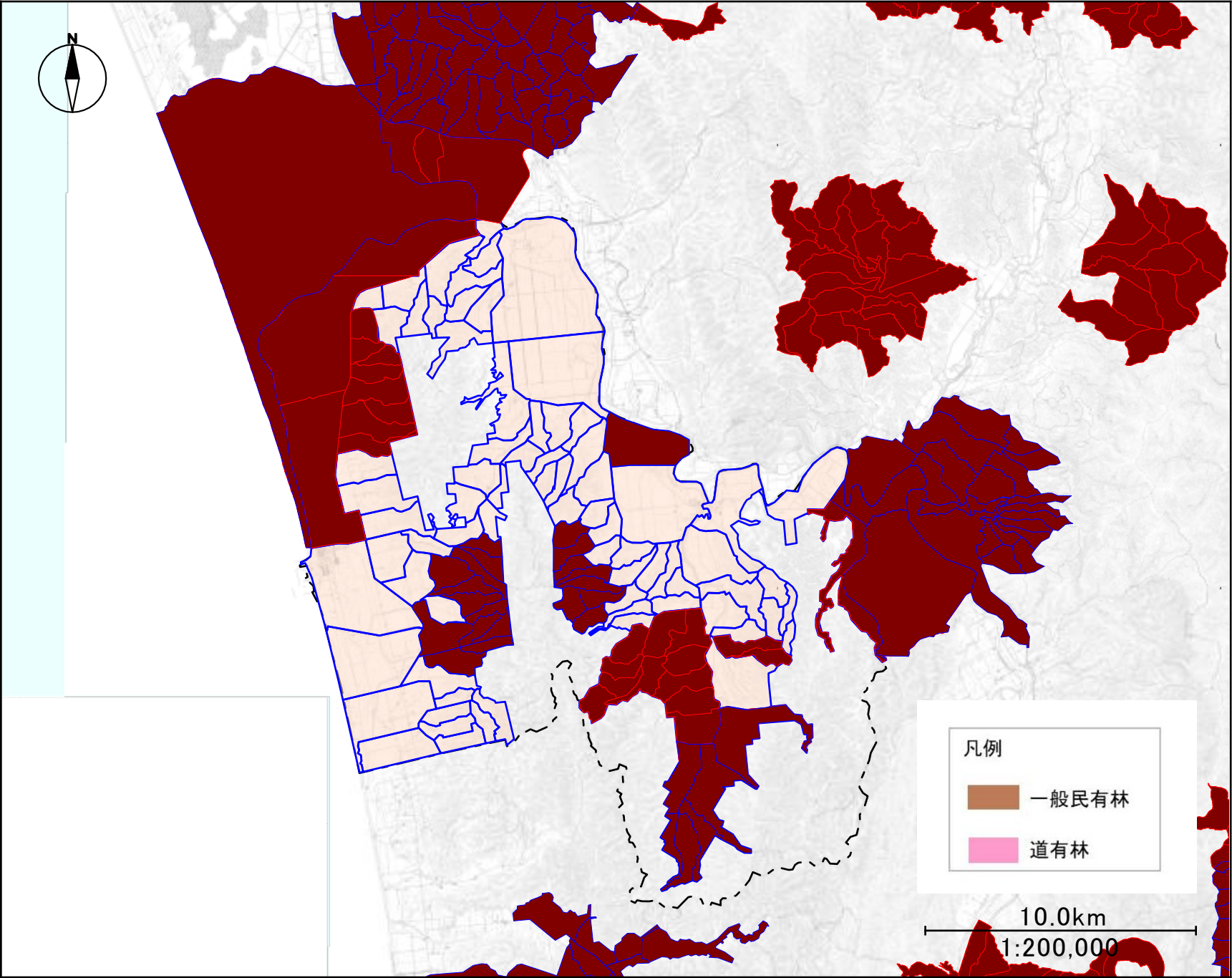


凡例	
水源涵養林	市町村界
山地災害防止林	国 道
生活環境保全林	道 道
木材等生産林	市町村道等
保安林・他法令による地区指定	林 道
植栽によらなければ的確な更新が困難な森林	林業専用道等
国有林	保健機能森林区域
道有林	鳥獣害防止森林区域
民有林	特に効率的な施策が可能な森林
天然林	
人工林	

森林計画図は、道が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

10000 10002000

天塩町鳥獣害防止森林区域位置図

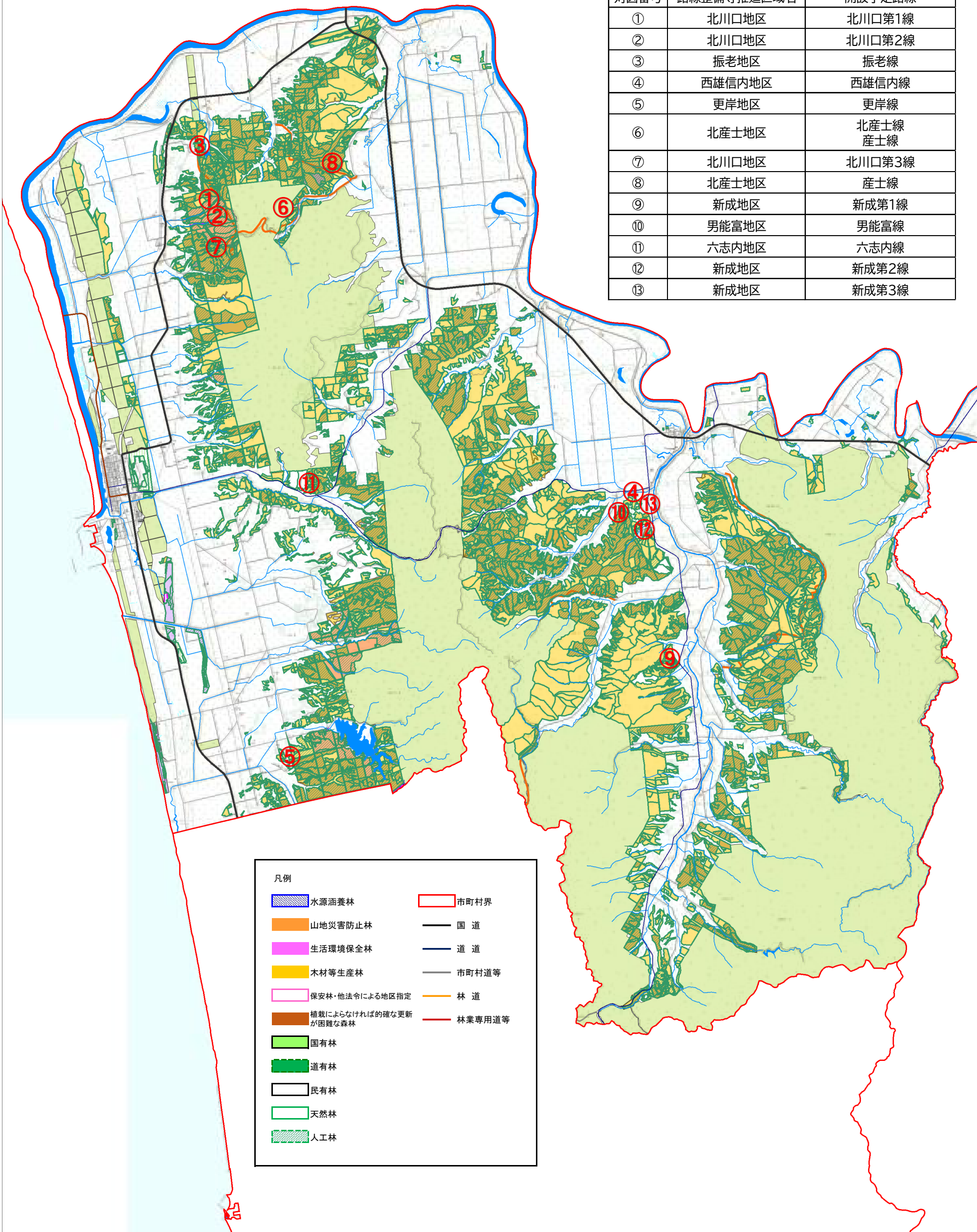


天塩町森林整備計画図

【路網整備等推進区域及び基幹路網概要図】



対図番号	路線整備等推進区域名	開設予定路線
①	北川口地区	北川口第1線
②	北川口地区	北川口第2線
③	振老地区	振老線
④	西雄信内地区	西雄信内線
⑤	更岸地区	更岸線
⑥	北産土地区	北産土線 産土線
⑦	北川口地区	北川口第3線
⑧	北産土地区	産土線
⑨	新成地区	新成第1線
⑩	男能富地区	男能富線
⑪	六志内地区	六志内線
⑫	新成地区	新成第2線
⑬	新成地区	新成第3線



凡例	
水源涵養林	市町村界
山地災害防止林	国 道
生活環境保全林	道 道
木材等生産林	市町村道等
保安林・他法令による地区指定	林 道
植栽によらなければ的確な更新が困難な森林	林業専用道等
国有林	
道有林	
民有林	
天然林	
人工林	

森林計画図は、道が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。